



日本行き“幸福列車”のその先は？

～急増する在留ベトナム人～

うめもと
梅本

ちさこ
千佐子

●日本語教師、在ベトナム・ハイフォン市

近年のベトナムにおける日本語ブームはとどまるところを知らない。私の住むハイフォンでも、学習者が目を見張る勢いで増え続けている。日本語教師の活動を始めた10年前には、当地で日本語を学ぶ者と言えば、大学生か日系企業の社員をはじめとする社会人に限られていたが、今では高校生、中学生、さらに小学生へと学習層が広がっている。大学に続き、市内の中学校では4年前から、小学校では昨年から、教校が先行的に日本語授業に取り組んでいる。また、昨年、市内随一の高校で日本語専科クラスが創設された。一方で、民間の日本語学校も雨後の筍のごとく続々オープンし、生徒は引きも切らない。

日本人として、日本語教師として、この隆盛ぶりを喜びたいところだが、多少の当惑も覚える。英語は世界の共通語だが、日本語は日本人しか使わない言語だ。それなのに当局の意向で小学校低学年からクラス授業が実施されたり、我も我もと日本語に飛びついている状況（言葉の学習を通じて日本の文化や社会を理解してもらい、ひいては親日家を増やすことにつながると思えば、けっこうなことではあるけれど）。なぜなのか？良好な日越関係を背景に日系企業の進出が相次いでいる

ことに加え、ビザ要件の緩和や法改正で日本は「勉強に、働きに行く身近な国」になったことが、その要因だと思われる。

厚生労働省の統計データによると、2016年10月末時点で約108万人の外国人労働者の中で、技能実習生は21万人強、留学生アルバイトは21万人弱。両者とも数年前に比べ激増しているとのことだ。確かに、近年、建設業や製造業、農林水産業などの現場で働く技能実習生、スーパーやコンビニ、飲食店などでアルバイトをする留学生の姿を全国津々浦々で多く見かけるようになったと聞く。技能実習は開発途上国への技術移転、留学生は学業



ハイフォンで2016年に開催された日本語スピーチコンテストの授賞式

が第一義の制度のはずだが、深刻な人手不足を補う安価な「労働力」供給手段として機能しているのが実態ではなかろうか。際立っているのがベトナム出身者の増加ぶりだ。

私の勤務する日本語学校では“新幹線コース”と称する月～土午前の速習クラスがある。留学生として日本行きを希望する者がほとんどで、高校を出た若者が多いが、中には20代後半で子どもを持つ既婚男女もいる。彼らは二派に分かれる。一つは大学や専門学校への進学が目的の者。もう一つは日本語学校にとりあえず籍を置くものの、出稼ぎが主目的の者。両者とも、近郊の零細農家か町中で小商いをする裕福とはいえない家庭環境にある者が多く含まれる。「留学生」として来日するためには多額の費用が必要だ。日本の語学学校に受け入れてもらって在留資格を得るために、基礎的な日本語を母国で学ぶ3ヶ月～半年の授業料、日本の学校での学費、寮費、送り出し機関（私の勤務校のように留学業務を扱っている日本語学校あるいは留学斡旋業者）に支払う安からぬ仲介手数料、渡航費等々——。日本円で計100万円以上の費用を捻出するために、家じゅうの金をかき集め、親戚や銀行にも借金する。それでも日本行きを目指すのは、少々無理をすれば元がとれ、自分と家族の幸せな将来につながると信じているからだろう。

学業目的でビザを得る留学生の労働は「資格外活動」とされ、週28時間以内に制限されているにもかかわらず、複数のアルバイトを掛け持ちし、規定を大幅に超えて働く違反者が少なからずいるのも現実だ。アパートと日本語学校とアルバイト先への移動に毎日明け暮れ、仲間とのルームシェアや自炊等で生活費をぎりぎりまで削って、学費を捻出する一方、1年ほどで借金を完済し、2～

3年ののち故郷で待つ家族のもとへ稼いだお金を持って戻るケース。専門学校や大学進学を果たし、日本での就職を希望してそのまま留まるケース。明確なのは、「働く留学生」が単純労働分野でアルバイトをして稼ぐ日本の最低賃金は、ベトナムで正規労働者がもらう平均賃金との時給比較で何倍にもなるということだ。

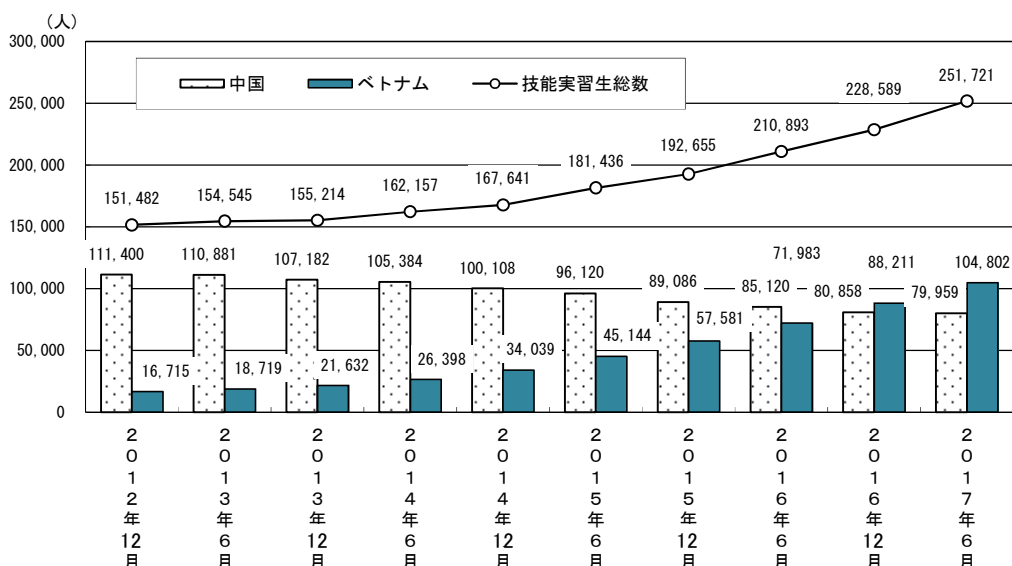
法務省調査によると、ベトナムからの技能実習生は、2017年6月末現在、104,802人と送り出し国中最多で、半年前の調査に比べ16,591人の増加。2位の中国を2万5千人近く引き離れた（第1図）。一方で、残念なことに2016年の失踪者総数5,058人中2,025人がベトナム人でこれまた1位（第2図）。不当な待遇、希望職種とのミスマッチ、生活習慣などの違いがもとの日常のトラブルが失踪の要因ではないかとの分析がある。日本語習得が不十分な実習生と受け入れ側との間のコミュニケーション不足から誤解が生じ、相互不信につながることもあるのだろう。技能実習生は日本の労働法令の適用対象だが、受け入れ企業のものでしか働けないなど彼らにとって不都合な制約も多く、さらに受け入れ側の法令違反や人権侵害もかねてより問題視されていることである。私は昨年、技能実習生の送り出し機関が運営する当地の日本語センターを何回か見学した。日本語や簡単な日本式ビジネスマナーを真剣に学んでいた生徒たちは、現在、日本各地の現場で「働く技能実習生」として生き生き活躍しているだろうか。それとも不満を募らせて、“家族のもとへ帰りたい。でも、今は帰れない”、“他の職場に変わりたい。でも、それはできない”などと悩んでいるだろうか。

2017年11月1日、外国人技能実習制度の改革を目的とした新法が施行された。その主眼は、賃金不払いなどの不正監視を強める一方、優良な受け

入れ先については、実習期間を従前の最長3年から5年に延ばせるようにしたこと。そして、対象職種として新たに介護を加えたことにある。介護分野には、これまで経済連携協定（EPA）を締結しているインドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国から、看護分野とともに専門性と日本語能力を重視して人材を受け入れ、現場体験を積みながら介護福祉士としての国家資格を取得してもらい取り組みが行われてきた。そこに、新たな技能実習生制度の枠組みでの受け入れ拡大——果たして深刻な人材難の打開策になるのだろうか。

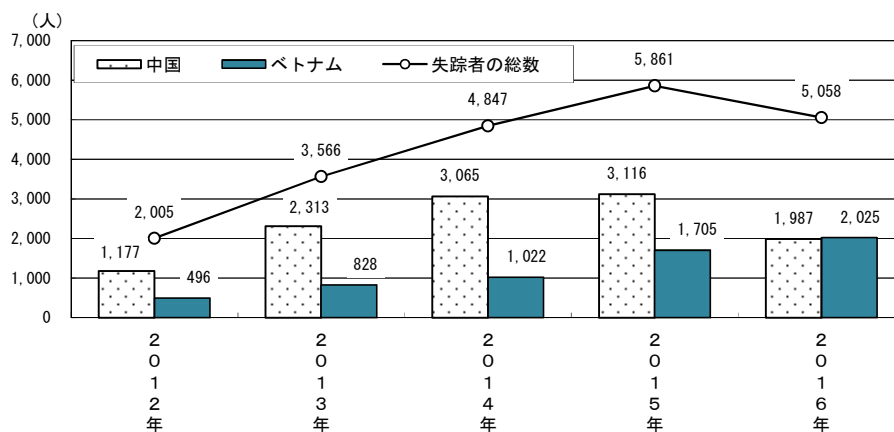
EPAの介護福祉士候補者と技能実習生とは制度の趣旨もその要件も異なるなかで、介護の担い手としての人材育成や待遇面でどうやって整合性を持たせたり、切り分けたりするのだろうか？政府は、介護現場で新たに受け入れる外国人技能実習生が介護福祉士の国家試験に合格した場合、無期限就労を可能とするよう在留資格見直し方針を決めたという。人材確保のためとはいえ、技能実習制度の趣旨を曲げてのなし崩し的な外国人受け入れ方策には正直疑問も感じる。

第1図 技能実習生数（人）



※出典：法務省「在留外国人統計」より作成

第2図 技能実習生の失踪者数（人）



※出典：法務省資料より作成

2017年6月、厚生労働、法務、外務の3省は、ベトナムの労働・傷病兵・社会省との間で技能実習生の受け入れ整備に関する覚書を交わした。ベトナムの送り出し機関による多額の保証金の徴収や、受け入れ機関の残業代未払い等が問題になっていることから、双方の当局者が情報提供をしようことで技能実習生の保護に努める目的だそう。いかに日本政府がベトナムからの人材受け入れに前向きかがわかる。

日本語学校がこの5年間で206校増え、2017年現在全国に643校あるとの状況を、最近日本のニュースで知った。驚くべきは、設立主体として不動産、建設、人材派遣などの異業種からの参入が多いことだ。必要とするアルバイトを自分たちの学校の生徒で手取り早く確保できる。働いてお金を稼ぎたい外国人と働き手がほしい日本側企業のニーズを日本語学校運営という手段でマッチさせ、「留学生制度」の枠を超えた労働目的に利用しようとの意図がありありだ。

技能実習生、留学生問題について語られるとき、とかく彼らは“制度のはざまにあって「労働者」と認められず搾取される被害者”として描写されがちだ。だが、それは一面的過ぎるのでは——。送り出し国において、在留手段は技能実習と留学とで異なるものの、日本行きを目指す者に日本語指導を通じて日々接している知人女性と私の共通認識である。事前学習に励もうともせず、先に行っている親族や知り合いからの不正確な情報を頼りに、また送り出し（斡旋）機関の“おいしい話”のみ信じて「日本に行けば簡単に金儲けができる」、「行けばなんとかなる」と安易に考える者も中には存在するのだ。来日後、留学生は複数の働き口さえあれば、週28時間の壁があろうと頓着しないし、技能実習生は求められれば、時間外で

あれ休日であれ厭わず仕事を引き受けるだろう。少しでも多く稼ぎたいのだから——。ほとんど遊ぶこともなく、昼夜、平日週末を問わずせせと働きながら学ぶ彼らはけなげでもあり、一面したたかでもある。日本と途上国との間に経済格差が歴然と存在し、単純労働を必要とする職場がある限りは、これからも「労働志願」の来日者は増え続け、人が増えれば玉石混交は必然であろう。

日本の外国人労働者政策は、抜本的に見直す時期にきていると思う。矛盾をはらんだ現行の諸制度を手直しするだけではもはや追いつかない。日本の産業を下支えする彼らを新たな枠組みで「労働者」と位置づけることができるのかどうか。地域の「生活者」として定住化も視野に入れた受け入れ政策を構築できるのかどうか。日本社会の「多文化共生」への覚悟もまた問われている。

さて、長らくベトナムでお世話になっている私の立場としては、日本へ日本へと人材が流出していくこの国の行く末に、一抹の懸念もある。とりわけ、介護問題だ。現在、ベトナムでは高齢者施設はほとんどなく、病気や体の不自由な老人の介護は同居家族と親族、安い賃金で雇う付添人によって行われている。それが、日本の介護施設はベトナムで働くよりもはるかにいい賃金をもらえるとなったら、担い手が日本へなびくことも考えられる。今後、社会構造の変化に伴って家族の形態も数世代同居型から核家族へと推移し、また少子高齢化が進行するだろう。そのときに、若者が他国の老人介護にあたり、自国では介護の社会化が進まず、在宅で老老介護を余儀なくされるとしたら——。杞憂であれば幸いだ。